

千葉県感染拡大防止対策協力金（第 1 弾）申請書類の設置開始ならびに酒類提供時間の掲示について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、千葉県より、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市（以下、「東葛地域」と言います。）及び千葉市において、酒類の提供を行う飲食店（カラオケ店を含む）の皆さまに、令和 2 年 1 2 月 2 3 日から令和 3 年 1 月 1 1 日の期間、2 2 時以降の営業時間短縮の要請が行われました（第 1 弾）。

この要請に応じた事業者等に対する、「千葉県感染拡大防止対策協力金」の申請書類の設置を開始いたしました。市川商工会議所でも配布しております。1 月 1 5 日（金）より本協力金ポータルサイト（下記リンク先）から電子データによる入手も可能となります。

申請はオンライン提出及び郵送での受付となります。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行われません。

◎支給額

対象要件を満たす事業者等に対し、一律 8 0 万円（1 店舗につき）が支給されます。

◎申請受付期間

令和 3 年 1 月 1 5 日（金）～令和 3 年 2 月 1 5 日（月）

また、千葉県による巡回の過程で、営業時間を掲示するポスター等の中に、酒類の提供時間が記載されていない事例が散見されたと報告がありました。

酒類を提供する飲食店への協力金の交付に際しては、営業時間の短縮（2 0 : 0 0 ~ 5 : 0 0 までは営業しない）だけでなく、1 1 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 までの酒類提供にご協力頂くことが要件となっています。営業時間の短縮と併せて、酒類の提供時間も店頭のポスター等に記載・掲示していただき、その写しをもって交付の際の確認書類となる予定です。

もし、酒類の提供時間が記載・掲示されていないと、確認のため協力金の支払いに時間を要したり、最悪の場合支払いがされないといった事態が想定されます。

千葉県が作成した掲示用の様式（下記ファイル）をご確認いただき、何を記載すべきかの参考にして頂ければと思います。

※本様式を使う事が交付の要件ではありません。

【お問い合わせ先】

千葉県感染防止対策協力金コールセンター

（受付時間）9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0（土・日・祝日含む）

（期間）令和 3 年 2 月 2 8 日（日）まで開設

（電話）0 5 7 0 - 0 0 3 8 9 4

関連ファイル

時短営業のご案内（千葉県参考書式）

https://www.ichikawa-cci.or.jp/wp/wp-content/uploads/2021/01/chibaken_nenmatsujitan_annai_syurui12.docx

リンク

千葉県感染拡大防止対策協力金特設サイト

<https://chiba-kyouryokukin.com/>